

厚生労働省組織規則（平成十三年一月六日厚生労働省令第一号） 《抜粋》
（最終改正：令和六年二月二日厚生労働省令第二十四号）

（地方厚生局に置く課）

第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課

企画調整課

年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

年金審査課

管理課

医療課

調査課

特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

指導監査課（北海道厚生局を除く。）

（年金審査課の所掌事務）

第七百十条の二の五 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。
- 二 地方年金記録訂正審議会の庶務に関すること。

（地方厚生局に置く分室）

第七百三十五条の二 地方厚生局の所掌事務（次に掲げるもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室にあつては第五号及び第六号に掲げるものに限り、それ以外の分室にあつては第一号から第四号までに掲げるものに限り。）に限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

- 一 医療監視員に関すること。
- 二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限り。）を行うこと。
- 三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- 四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

五 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

六 地方年金記録訂正審議会の庶務(地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。)に関すること。

2 分室の名称、位置及び管轄区域は、別表第三の二のとおりとする。

3 関東信越厚生局の第六分室及び第八分室に、それぞれ次の二課を置く。

審査課

指導課

4 第一項第一号から第四号までに掲げる事務の審査課及び指導課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

5 関東信越厚生局の第五分室、第七分室及び第九分室に、それぞれ次の二課を置く。

管理課

調査課

6 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の管理課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(四国厚生支局の所掌事務)

第七百三十八条 四国厚生支局(以下「支局」という。)は、中国四国厚生局の所掌事務(第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号(生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。)、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号(医事課の所掌に属するものを除く。)、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。)のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一 医療監視員に関すること。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

(支局に置く課)

第七百四十条 支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課

企画調整課

年金管理課

年金審査課
 健康福祉課
 地域包括ケア推進課
 保険年金課
 管理課
 医療課
 調査課
 指導監査課

(年金審査課の所掌事務)

第七百四十一条の四 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事並びにこれに関する調査に関する事。
- 二 地方年金記録訂正審議会の庶務(地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。)に関する事。

別表第三の二 地方厚生局の分室(第七百三十五条の二関係)

東北厚生局		
名称	位置	管轄区域
第一分室	青森市	青森県
第二分室	盛岡市	岩手県
第三分室	秋田市	秋田県
第四分室	山形市	山形県
第五分室	福島市	福島県
関東信越厚生局		
名称	位置	管轄区域
第一分室	水戸市	茨城県
第二分室	宇都宮市	栃木県
第三分室	前橋市	群馬県
第四分室	千葉市	千葉県
第五分室	千葉市	千葉県
第六分室	東京都	東京都
第七分室	東京都	東京都
第八分室	横浜市	神奈川県
第九分室	横浜市	神奈川県
第十分室	新潟市	新潟県
第十一分室	甲府市	山梨県
第十二分室	長野市	長野県

東海北陸厚生局		
名称	位置	管轄区域
第一分室	富山市	富山県
第二分室	金沢市	石川県
第三分室	岐阜市	岐阜県
第四分室	静岡市	静岡県
第五分室	津市	三重県
近畿厚生局		
名称	位置	管轄区域
第一分室	福井市	福井県
第二分室	大津市	滋賀県
第三分室	京都市	京都府
第四分室	神戸市	兵庫県
第五分室	奈良市	奈良県
第六分室	和歌山市	和歌山県
中国四国厚生局		
名称	位置	管轄区域
第一分室	鳥取市	鳥取県
第二分室	松江市	島根県
第三分室	岡山市	岡山県
第四分室	山口市	山口県
九州厚生局		
名称	位置	管轄区域
第一分室	佐賀市	佐賀県
第二分室	長崎市	長崎県
第三分室	熊本市	熊本県
第四分室	大分市	大分県
第五分室	宮崎市	宮崎県
第六分室	鹿児島市	鹿児島県
第七分室	那覇市	沖縄県